

# 仕 様 書

## 1 件名

港区区民まつり「みなと遊友フェスタ 2026」事業業務委託

## 2 趣旨

本業務は、港区区民まつり「みなと遊友フェスタ 2026」（以下「区民まつり」という。）の会場設営、企画及び運営を円滑に実施し、多様な来場者が安全かつ快適に参加できるイベントを実現することを目的とする。

## 3 開催日時

令和 8 年 11 月 3 日（火・祝）午前 10 時から午後 3 時 30 分

（設営日：令和 8 年 11 月 2 日（月））

※終了時間は午後 3 時に変更となる可能性がある。

## 4 業務場所

港北公園一帯（以下「港北公園」という。）

（名古屋市港区港栄一丁目、港栄一丁目）

## 5 委託期間

契約締結の日から令和 8 年 11 月 3 日（火・祝）まで

## 6 委託内容

### (1) 運営管理

#### ア 総括管理

現場統括責任者を 1 名配置し、設営開始から撤去完了まで一元的に管理すること。

#### イ 連絡体制

委託者との連絡責任者を定め、当日の連絡手段（携帯電話等）を事前に報告すること。

#### ウ 保守・運営

受託者の責任において、設営開始時から撤去完了時までの間、設営した施設等を保守管理すること（夜間警備を含む）。

区民まつり当日においては、総括責任者及び補助員を常駐させ、実行委員会との連絡を密にして、業務を行うこと。

#### エ 緊急時対応

事故、荒天、機材トラブル等に対応できる体制を構築すること。また、応急対応及び報告手順を明確にすること。

### (2) 会場設営・撤去及び運営

以下のアからエを行うとともに、区民まつり前日及び当日に、必要な施設等を委託者が指示する場所へ設置すること。また、委託期間終了までに、設置した施設等の撤去及びこれを完了した後の検査及び検査不合格による修復を行うこと。

原則として、区民まつり前日は午後7時までに、当日は午後9時までに作業を終えることとし、設営・撤去のタイムスケジュールについて、委託者と協議し、設営・撤去作業が余裕を持って完了するよう委託者が定める日時までに作成・提出すること。

港北公園内は委託者が指定した場所以外へは車両を進入させないこと。港北公園内に重量の重い車両を乗り入れる場合は養生を行うこと。

## ア ステージ及び音響

### (ア) ステージ

委託者の指示する場所に、8m×20mのステージを設置もしくはステージの代替となるような設備を設けること。ステージ部分には装飾を行うこと。

### (イ) 音響設備

委託者の指示する場所に、屋外対応の音響設備一式を設置すること。なお、天候等に左右されることなく会場内全体に音が届くように考慮して配置すること。配線等については、プロテクターで保護するなど来場者の安全が確保できるよう十分配慮して行うこと。

### (ウ) 司会進行

司会者を配置し、ステージの進行及び委託者が依頼する事項のアナウンスを行うこと。この時、天候に左右されることなく広い会場に司会の声を通り、臨機応変に対応できる進行体制を整えること。

ステージの進行内容の詳細は、契約後、打ち合わせ時に提示する。

### (エ) 音響関係

音響設備を用い、音響スタッフにより音響オペレーションを行うこと。また、委託者が指示する演目に合わせて、指定の音源を再生すること。演目等の詳細は、契約後、打ち合わせ時に提示し、音源は当日までに委託者より提供する。

### (オ) オープニングセレモニー

委託者の指示のもと、ステージにてオープニングセレモニーを実施すること。なお、参列者は委託者が指定する40名程度であり、セレモニー中に使用するくすだまを1個用意すること。また、区民まつり当日の開始前にリハーサルを行うこと。

## イ 仮設電気工事

港北公園内には常設電源設備（分電盤等）が存在しないため、本業務に必要な電力については発電機により供給することとし、受託者の責任において必要な機材の手配、設営、運用及び撤去を行うこと。

### (ア) 必要容量

会場内で使用する電力（ステージ音響設備、子ども向けコンテンツ、電源を使

用するブース（飲食ブース 5 程度、その他ブース 10 程度）について、全て受託者において必要容量を算定し、適切な電源計画を策定すること。

電力供給は用途ごとにシステムを分離し、過負荷等により一部でトラブルが発生した場合でも、他システムに影響が及ばないようにすること。

飲食ブースについては、加熱調理を伴う一般的な出店を想定した電力供給を行うこと。具体的には、ホットプレート、ホットショーケースの使用を想定し、各ブースごとに必要な電源容量及び回路を確保すること。

(イ) 発電機及び電源設備

発電機は必要容量を満たす台数を用意し、低騒音型を使用すること。

受託者は、ステージ、遊具、各ブース等に応じた適切な容量配分および配置計画を立案すること。

必要に応じて予備機を配置し、電源停止リスクに備えること。

(ウ) 配線工事

発電機から各設備への配線及び分岐設備（仮設分電盤等）の設置を行うこと。

配線は防水仕様とし、雨天時の漏電防止措置を講じること。

来場者動線上の配線については、ケーブルプロテクター等を用いて養生し、安全対策を徹底すること。

(エ) 安全管理

各システムにブレーカーを設置し、適切な容量管理を行うこと。

発電機設置箇所については、立入防止措置及び排気対策を講じること。

当日は電気設備の管理担当者を配置し、運転管理及びトラブル対応を行うこと。

(オ) 事前調整

発電機配置、配線ルート、回路構成等を示した電気計画（図面）を作成し、委託者の承認を得ること。

## ウ 子ども向けコンテンツの企画・運営

子ども向けコンテンツを 1 点以上企画・運営すること。

## エ 備品等

(ア) アからウのほか、以下の備品等の調達及び作成を行うこと。

テント（2K×3K）側幕付	18 張
テント（2K×1.5K）側幕付	50 張
テーブル（45 cm×180 cm）	230 本
ビニールクロス（※テーブル（45 cm×180 cm）で使用）	100 枚
耐火ボード（※テーブル（45 cm×180 cm）で使用）	25 枚
軽量折りたたみいす ※うち 50 脚はオープニングセレモニー用、200 脚はステージ前に客席として配置	600 脚
カラーコーン（ウェイト付）	300 本

カラーコーン用バー (200 cm)	260 本
エアーアーチ	1 式
ブルーシート (5m×20m)	2 枚
看板 ※屋外用の自立式のものであること。また、固定をする際には、樹木や手すりを傷めないように養生すること。 ※原則委託者から原稿を入稿するため、それに合わせてデザイン及び看板の作成を行うこと。	
会場案内・ステージスケジュール看板	5 枚
協賛一覧看板	5 枚
アンケート案内看板	5 枚
駐車場案内	1 枚
駐輪場案内	2 枚
ごみステーション	2 枚
誘導看板	必要数
ほか運営に必要な案内表示など	必要数
テント吊り下げ看板	53
プラカード (会場近辺の案内用など)	必要数

#### (イ) 安全対策

- ・強風や突風、混雑時の人流などにより参加者等に危険が及ばないよう措置を講じ、安全面に十分注意して設営、撤去すること。また、テント、看板等については強風で飛ばないように必ず措置を講ずること。
- ・備品等の数量については契約締結後に変更する場合がある。その場合は、契約金額の範囲内で変更する備品の数量を委託者と協議して定めるものとする。
- ・会場内のテント等の配置の詳細等については、契約後、打ち合わせ時に提示する。

#### (3) その他人員配置

来場者の誘導、駐輪場整理、ステージ周辺及び各ブース周辺の来場者整理等に必要  
な人員を適切に配置すること。

## 7 その他

- (1) 本件委託により生じた著作権等は、委託者に帰属し、受託者は著作者人格権を行使しないこと。
- (2) 本件業務を行うにあたり、やむを得ず受託者が第三者に業務を再委託する場合は、あらかじめ委託者に対して再委託申請書を提出し承諾を得ること。
- (3) 追加費用が必要となる事項は企画書へ記載しないこと。
- (4) この仕様書に疑義があるとき、又は定めのない事項については、協議して定めるも

のとする。ただし、協議開始から7日以内に協議が整わないときは、委託者の決定するところによる。

(5) 契約の締結に要する経費は受託者の負担とする。

(6) 悪天候、災害発生、感染症の流行等により、まつりの安全かつ円滑な実施が不可能となった場合は、実行委員会の判断によりまつりを中止するものとする。中止に伴う契約金額の変更は、委託者と協議して定めるものとする。

(7) 本業務委託の実施に際し、事故等が発生した場合については、すべて受託者の責任において賠償を行うものとする。

## 8 妨害又は不当要求に対する届出義務

(1) 受託者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から妨害（不法な行為等で業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けた場合は、委託者へ報告し、警察へ被害届を提出しなければならない。

(2) 受託者が前号に規定する妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前号の報告又は被害届の提出を行わなかった場合は、競争入札による契約又は随意契約の相手方としない措置を講じることがある。

## 9 特記事項

受託者は、この事務を処理するに当たり、別紙「情報取扱注意項目」及び「談合その他の不正行為に係る特約条項」を遵守しなければならない。

## 情報取扱注意項目

### (基本事項)

第 1 この契約による市の保有する情報の取扱い（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本件業務を履行するに当たり、情報保護の重要性を認識し、情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講じるとともに、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

### (関係法令等の遵守)

第 2 受託者は、本件業務を履行するに当たり、当該業務に係る関係法令のほか、名古屋市情報あんしん条例（平成16年名古屋市条例第41号。以下「あんしん条例」という。）、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「保護法」という。）、名古屋市個人情報保護条例（令和 4年名古屋市条例第56号。以下「保護条例」という。）その他情報保護に係る関係法令も遵守しなければならない。

### (適正管理)

第 3 受託者は、本件業務に関して知り得た市の保有する情報（名古屋市（以下「委託者」という。）が、利用、提供、廃棄等について決定する権限を有し、事実上当該情報を管理しているといえるものをいう。）の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の市の保有する情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

### (個人情報の適正取得)

第 4 受託者は、本件業務を履行するために、個人情報（保護法第 2条第 1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を収集するときは、当該業務を履行するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

### (第三者への提供及び目的外使用の禁止)

第 5 受託者及び本件業務に従事している者又は従事していた者は、市の保有する情報を正当な理由なく第三者に知らせ、又は当該業務の目的外に使用してはならない。

2 前項の規定は、契約の終了（契約を解除した場合を含む。以下同じ。）後においても同様とする。

### (再委託の禁止又は制限等)

第 6 受託者は、委託者の承認を得ることなく、本件業務を第三者に委託してはならない。

2 受託者は、本件業務を第三者に委託する場合は、市の保有する情報の取扱いに関し、この契約において受託者が課せられている事項と同一の事項を当該第三者に遵守させなければならない。

3 受託者は、機密情報（名古屋市情報あんしん条例施行細則（平成 16 年名古屋市規則第 50 号）第 28 条第 1 項第 1 号に規定する機密情報をいう。以下同じ。）の

取扱いを伴う本件業務を委託した第三者からさらにほかの第三者に委託（以下「再々委託」という。）させてはならない。ただし、再々委託することにやむを得ない理由がある場合であって、委託者が認めたときはこの限りでない。

**（複写及び複製の禁止）**

**第7** 受託者は、委託者から指示又は許可された場合を除き、市の保有する情報が記録された資料及び成果物（委託者の指示又は許可を受けてこれらを複写し、又は複製したものを含む。以下同じ。）を複写し、又は複製してはならない。

**（情報の返却及び処分）**

**第8** 受託者は、市の保有する情報が記録された資料のうち委託者から取得したものを取り扱う必要がなくなったときは、その都度速やかに委託者に返却しなければならない。ただし、委託者の承認を得た場合はこの限りでない。

2 受託者は、前項に規定する場合を除き、市の保有する情報を取り扱う必要がなくなったときは、その都度確実かつ速やかに切断、溶解、消磁その他の復元不可能な方法によって処分しなければならない。ただし、委託者の承認を得た場合はこの限りでない。

**（情報の授受及び搬送）**

**第9** 市の保有する情報並びに市の保有する情報が記録された資料及び成果物の授受は、全て委託者の指名する職員と受託者の指名する者との間において行うものとする。

2 受託者は、市の保有する情報を搬送する際には、漏えい、滅失又は毀損が起らないようにしなければならない。

**（報告等）**

**第10** 受託者は、委託者が市の保有する情報の保護のために実地調査をする必要があると認めたときは、これを拒んではならない。また、委託者が市の保有する情報の保護について報告を求めたときは、これに応じなければならない。

2 受託者は、市の保有する情報の漏えい、滅失又は改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに委託者に報告し、委託者の指示に従わなければならない。

**（従事者の教育）**

**第11** 受託者は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例、保護法、保護条例その他情報保護に係る関係法令を周知するなど、情報の保護に関し十分な教育を行わなければならない。

2 受託者は、本件業務が個人情報を取り扱う業務である場合、当該業務に従事している者に対し、保護法（受託者が、市会に係る個人情報の取扱いの委託を受けた者の場合は、保護条例）に規定された罰則の内容を周知しなければならない。

3 受託者は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例に規定された罰則の内容を周知しなければならない。

4 受託者は、情報の取扱いに関するマニュアルを作成し、本件業務に従事している

者に対し、その内容並びに守秘義務に関する事項及び市の保有する情報の目的外利用の禁止又は制限に関する事項を周知しなければならない。

**（契約解除及び損害賠償等）【約款の場合は推奨】**

**第12** 委託者は、受託者が情報取扱注意項目に違反していると認めたときは、次の各号に掲げる措置を講じることができる。

- (1) 契約を解除すること。
- (2) 損害賠償を請求すること。
- (3) 市の保有する情報が漏えいし、市民の権利が害されるおそれがあると認めるときは、あんしん条例第34条第 1項の規定に基づき勧告し、その勧告に従わなかったときは、同条第 2項の規定に基づきその旨を公表すること。

2 前項第 2号及び第 3号の規定は、契約の終了後においても適用するものとする。

## 談合その他の不正行為に係る特約条項

(談合その他の不正行為に係る港区区民まつり実行委員会の解除権)

第1条 港区区民まつり実行委員会(以下「発注者」という。)は、受注者がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- (1) 受注者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条、第6条、第8条又は第19条の規定に違反(以下「独占禁止法違反」という。)するとして、独占禁止法第49条に規定する排除措置命令又は第62条第1項に規定する納付命令を受け、当該命令が確定したとき。
- (2) 受注者又は受注者の役員若しくは受注者の使用人が、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項、第90条第1号若しくは第2号若しくは第95条第1項第1号に規定する罪を犯し、刑に処せられた(刑の執行が猶予された場合を含む。以下同じ。)とき。
- (3) 前2号に規定するもののほか、受注者又は受注者の役員若しくは受注者の使用人が、独占禁止法違反行為をし、又は刑法第96条の6若しくは第198条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。

2 前項各号のいずれかに該当し、かつ、発注者が契約を解除した場合における当該契約解除に係る違約金の徴収については、名古屋市契約規則(昭和39年名古屋市規則第17号)(以下「契約規則」という。)第45条第2項又は第3項の規定に基づく本約款の手続を準用するものとする。

(談合その他の不正行為に係る賠償額の予定)

第2条 受注者がこの契約に関して前条第1項各号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するか否かにかかわらず、受注者は、請負代金額に100分の20を乗じて得た額の賠償金に、請負代金額の支払が完了した日から賠償金の支払日までの日数に応じて契約締結の日における契約規則第46条の2第1項に定める割合による利息を付して支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 前条第1項第1号及び第3号のうち、独占禁止法違反行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(一般指定)(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売の場合など発注者に金銭的損害が生じない行為として、受注者がこれを証明し、そのことを発注者が認めるとき。
- (2) 前条第1項第2号のうち、受注者又は受注者の役員若しくは受注者の使用人が刑法第198条に規定する罪を犯し刑に処せられたとき、又は同項第3号のうち、刑法第198条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。ただし、受注者又は受注者の役員若しくは受注者の使用人が刑法第96条の6の規定にも該当し、刑に処せられたとき(同項第3号については、刑法第96条の6の規定に該当する行為をしたことも明らかになったとき。)を除く。

2 第1項に規定する場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散しているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又はその構成員であった者に同項に規

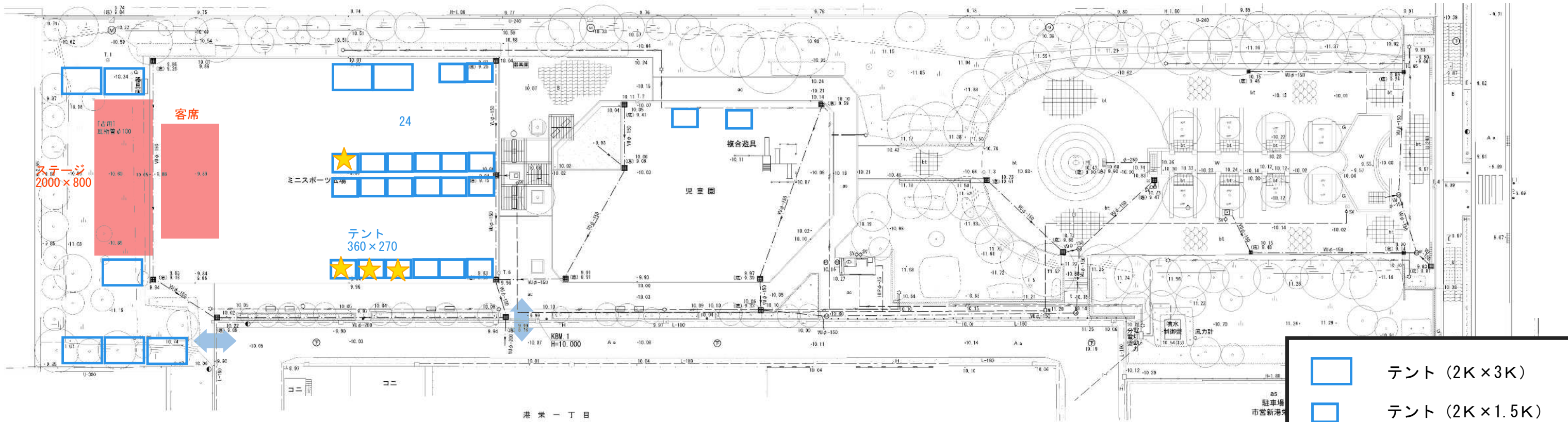
定する賠償金及び利息の支払を請求することができる。この場合において、受注者の代表者であった者及びその構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

3 第 1 項の規定にかかわらず、発注者に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合は、発注者は、受注者に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

4 前 3 項の規定は、この契約による履行が完了した後においても適用するものとする。

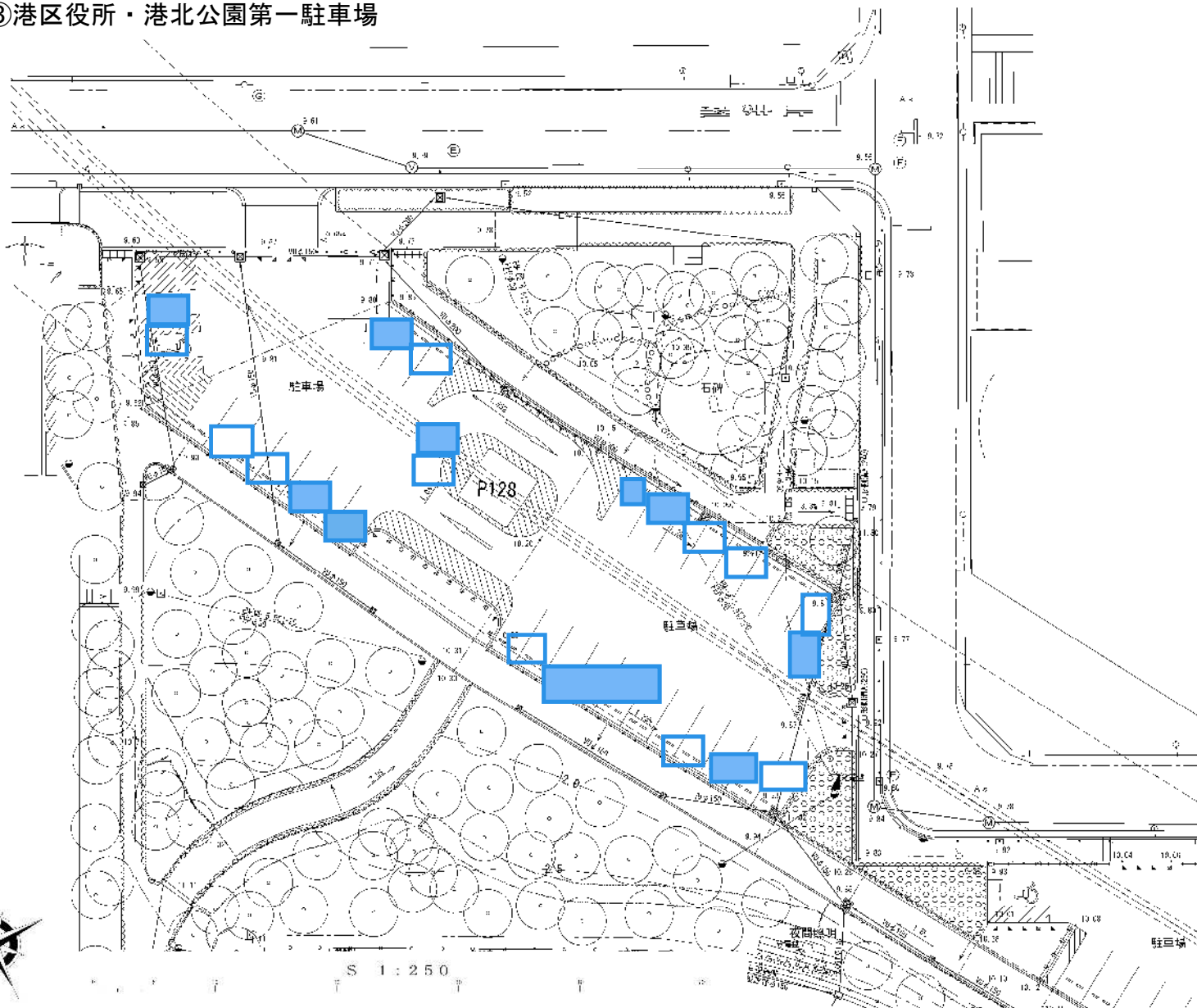
①西園会場（江川線西側、ららぽーと名古屋みなとアクルス南側）

参考資料：港区区民まつり「みなと遊友フェスタ2026」ブース配置（案）



- テント (2K×3K)
- テント (2K×1.5K)
- ★ 要電源ブース
- 展示車両

③港区役所・港北公園第一駐車場



②東園・わんぱく広場会場（港区役所南側）

